

## 京都市動物園内自動販売機設置事業者仕様書

京都市動物園敷地内において自動販売機を設置する事業者について、以下のとおり募集する。

### 1 設置目的

入園者の利便性向上を目的として、京都市動物園内に飲料自動販売機を設置する。

### 2 設置条件等

#### (1) 所在地

京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園内（別紙1参照）

#### (2) 設置場所（別紙2参照）等

設置番号	設置場所	設置面積 寸法上限	設置可能台数	最低使用料年額 (税込)
①	学習・利便施設南側	W1,400 ×D950 ×H1,900	2台	9,000,000円
②	アフリカの草原西側		2台	
③	おとぎの国南側		2台	
④	類人猿舎南側		1台	
⑤	雨天休憩所西側		2台	
⑥	京都の森		2台	
⑦	事務所棟		1台	
合計			12台	

※寸法上限には使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含まない。

※設置可能台数は合計12台としているが、設置台数は来園者サービスや販売効率等を考慮したうえで事業者が決定できる。ただし、10台以上は必ず設置するものとし、台数変更の際は京都市動物園に事前に連絡すること。

※設置場所の詳細は京都市動物園の指示に従うこと。

#### (3) 事業者設置番号

①から⑦まで合わせて1事業者

#### (4) 空容器回収箱

事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置すること。空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯とならないように適切に回

収し、回収した容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルすること。

特に繁忙期（4月1日～6月10日、10月1日～11月30日、3月1日～3月31日）の土日祝、8月10日～8月14日、春休み（4月1日～4月7日、3月25日～3月31日）は注意し、回収箱周辺に空容器が散乱しないように努めること。

なお、回収箱の形式は事前に京都市動物園と協議のうえ設置すること。協議は園内に設置予定の回収箱の大きさや安全性を事前に確認するために実施する。

## (5) 取扱商品及び販売価格

### ア 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、お茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とする。

また、少なくとも1台にはノンカフェインのお茶を販売し、6～8月は全設置場所ですスポーツ飲料水を販売すること。

### イ 販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）とすること。

## (6) 設置機種等

### ア アウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック式）の飲料用自動販売機

なお、少なくとも1台は紙パック式を設置すること。

また、本市が提供する動物等の画像をラッピングすること。なお、ラッピング費用は事業者負担とする。

### イ ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者、子どもでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

### ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開園時間外（午後5時から午前9時まで）や休園日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

### エ 電気子メーター

設置する全ての自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。

### オ 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とすること。

## (7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど安全に設置すること。なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は事業者の負担とする。

#### (8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。

#### (9) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

事業者は、設置する全ての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、全て事業者の責任において対応すること。

#### (10) 維持管理等

##### ア フルオペレーション

事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

##### イ 業務内容及び時間

業務内容及び時間については、事前に京都市動物園と協議のうえ、来園者の妨げにならないよう、また職員の園内での作業に支障を来たすことのないように十分に注意して実施すること。

#### (11) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種を変更する場合は、事前に京都市動物園総務課に申し出たうえ、承認を得ること。

### 3 募集条件等

#### (1) 設置期間

事業者に対する使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

なお、令和8年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和10年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することができる。

#### (2) 使用料

##### ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で明記すること。

#### イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、年額使用料の12分の1の金額を毎月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに納入すること。年額使用料の12分の1に100円未満の端数がある場合は、その端数の金額は4月分の使用料に含めて納入すること。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消す場合がある。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他、一切の経費は事業者の負担とする。

#### ウ 更新後の使用料

前記2(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合は、更新後の使用料について、引き続き当初の使用料と同額とする。

### (3) 必要経費

#### ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、事業者の負担とする。

#### イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、事業者の実費負担とする。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、毎月ごとに本市が指定する期日内に納入すること。

### (4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付すること。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止する。

ウ その他定めのない事項については、京都市動物園と協議のうえ決定する。

### (5) 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、事業者が補償することとする。

### (6) 商品・機種等の盗難・破損

本市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事項等に関して、本市はその一切の責任を負わないこととする。

また、事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、事業者が負担することとする。

#### (7) 原状復旧

事業者は、自動販売機を撤去したときは、事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとする。

#### 4 使用許可申請の手続

事業者が決定した者は、以下の資料を提出すること。

- (1) 京都市動物園使用許可申請書（本市指定の様式）
- (2) 設置する自動販売機の仕様が分かる資料等一式（図面等）

#### 5 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消すこととする。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 事業者の決定後、本仕様書及び募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

#### 6 その他

- (1) 3(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、事業者で負担すること。
- (2) 事業者は、自動販売機の設置後、本市より指示があれば毎月の販売実績を報告すること。

##### 【問合せ先】

京都市動物園 総務課（担当：中原）

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町

電話 (075)771-0211（直通）／ F A X (075)752-1974

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>